

頭の私物となり、然るに慶長二年十一月再び中村伯耆守、神阪村の内七十二石を社領に寄附し、其臣横田内藤、三田善八等連署の折紙ありしも、幾ならずして中村氏漸滅し、遂に社領も没收せらる。其後久しく荒廢に歸せしが、享保十九年申寅三月に至り、前件の折紙所有の由緒を以て、池田侯老臣荒尾氏より、年々廩米三十石を寄附せられしと云ふ、明治の初年第十大區小四區の郷社に列す、祭神大江磐代は明治十三年十一月合社許可せられしものなり、祭神別雷神の御神體は木像とす。

祀殿は本殿、拜殿、幣殿、神樂殿、參籠所、隨神門、神輿庫等を具備し、境内千八百七十坪官有地第一種あり、老松古杉鬱蒼たり、山上に御供水の井あり、伯耆民談記には夕貌の井、陰征太平記には清崎の井とあり、寶物は宗源宣旨、荒尾志摩守寄附の和歌百首、扁額神鏡等とす、毎年四月申酉の日に奏祭を執行す。

例 祭 日 十月十一日

會計法適用 明治四十年三月十五日

神饌幣帛料供進 明治四十年二月三日
指定年月日 氏子戸數 六百三十二戸
崇敬者員數 未詳

○鳥取縣伯耆國東伯郡中北條村大字國坂字宮ノ前

郷社

國坂神社

祭神 少彦名神

創立年代詳ならずと雖も、續日本後紀仁明天皇の條に、「承和四年二月戊戌、伯耆國川村郡无位國坂神、奉授從五位下」と見え、次いで文德天皇齊衡三年八月丁亥正五位下を加へられ、清和天皇貞觀九年四月丁丑、正五位上に叙せらる。醍醐天皇の延喜の制式内小社に列せられ給ひ、又朝野羣載に白河天皇承暦四年六月、御國坂神の祭を穡せる崇あるを以て、社司に中祓を科せらるること見ゆ、古來由緒正しき神社たるにより、往時は四宮大明神と稱し、地方崇敬の厚き神社たり、本社の様式内社たるに就ては、各書とも異説あるを聞かず、當社東方に一百六、畝溜池あり、御手洗池と稱す、此池河骨蓴菜を産す、採取して醫療に充つ、云く、是少名彦神の神徳顯著たるに因ると云ふ、明治維新の後郷社に列す。

例 祭 日 十月十五日

會計法適用 明治四十二年三月十五日

神饌幣帛料供進 明治四十年二月三日
指定年月日 氏子戸數 百五十三戸
崇敬者員數 未詳

○鳥取縣伯耆國東伯郡北谷村大字志津村宮ノ前

郷社

倭文神社